

公 告

建設工事公告における用語の定義、入札後審査型制限付き一般競争入札についての基本事項を定める件（平成22年高契・公告第1号）の一部を次のように改正します。この公告による改正後の建設工事公告における用語の定義、入札後審査型制限付き一般競争入札についての基本事項を定める件の規定は、平成28年6月3日以後に入札手続を開始する建設工事について適用し、同日前に入札手続を開始した建設工事については、なお従前の例によるものとします。

平成28年6月3日

高松市長 大西 秀人

12(16)キ(ア)b中「法」を「建設業法」に改め、12(20)中「同業種工事(」の次に「改正前の」を加える。

14(1)オ(ア)b及びf中「2,500万円」を「3,500万円」に、「5,000万円」を「7,000万円」に改め、14(8)エ中「及び(イ)」を「から(ウ)まで」に改め、(イ)を(ウ)とし、(ア)を(イ)とし、(ア)として次のように加える。

(ア) 登録基幹技能者の活用 「登録基幹技能者の活用」申告書（総合評価様式2-9号）

14(8)キ(イ)中「主任（監理）技術者」の次に「又は現場代理人」を加える。

別表第1国土交通省令で定める法人（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条）の項中「首都高速道路株式会社」を「公益財団法人JK A、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人理化学研究所、首都高速道路株式会社」に改め、「、独立行政法人科学技術振興機構」、「、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」、「、独立行政法人日本原子力研究開発機構」、「、独立行政法人理化学研究所」及び「、日本小型自動車振興会、日本自転車振興会」を削る。

別表第2総合評価（Ⅱ型を除く。）の場合に①に加えて提出する書類の項中

「・施工実績・技術者申告書」を「・施工実績・技術者申告書  
・「登録基幹技能者の活用」申告書※5」に改める。